

手数料・リスク等の広告記載事項

G.I.F.T 株式会社

当社が提供するソーシャルレンディングに係るサービス「スマートレンディング」（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただく際に、お客様に特にご留意いただきたい重要な事項となります。

本サービスをご利用される場合は、下記の内容を事前にご理解の上、納得した場合にのみ取引を行ってください。

下記の事項は当社が扱う匿名組合契約に伴う典型的なリスク等を簡潔に説明したものであり、当社が提供する取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。なお、以下、「匿名組合契約の営業者」を「営業者」と表記します。

1. 本サービスでは、会員登録、管理および出資に際しての手数料等はいただいております。
2. 本サービスで募集された匿名組合契約に出資を希望し、営業者と匿名組合契約を締結する場合には、営業者は所定の営業者報酬を請求し、その請求金額は匿名組合財産から支払われます。また、匿名組合契約の期間中、運営にかかる費用等を匿名組合財産を通して間接的にご負担いただく可能性があります。これら営業者報酬や費用の設定は、ご契約頂く匿名組合契約によって異なる場合がありますので、当該匿名組合契約の契約締結前交付書面等をよくお読みください。
3. ア) 本サービスを利用されるお客様が当社指定口座（当社の固有財産や他の事業に係る財産とは分別されて管理される口座）に対し入金する際の振込手数料は、お客様のご負担となります。また、分配金や償還金をお客様のご指定する銀行預金口座へ送金する際の振込手数料は、当社負担となります。
イ) 本サービスで募集された匿名組合契約へお客様が出資の申し込みを行う過程において、払込金額の過不足や匿名組合契約の不成立等に伴い、いったんお客様から当社指定口座へ払込まれた金額をお客様へ返金するべく、お客様ご指定の銀行預金口座へ送金する場合も想定されます。お客様の責による誤った入金を弊社が返金する際に生じる振込手数料は、お客様のご負担となります。匿名組合不成立による申込金額の返金の際に生じる振込手数料は、当社の負担となります。
ウ) 当社がお客様に送金するに際して、お客様が振込手数料を負担する場合、送金すべき金額の額が、その銀行の振込手数料相当額以下となる際には、お客様は当該送金にかかる請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。
エ) お客様が送金の振込手数料をご負担するに際して、実際の手数料についてはご利用の金融機関にご確認ください。
オ) 当社が負担する振込手数料は、楽天銀行の手数料と同一となります。
4. 本サービスで募集する匿名組合の配当原資となる貸付債権は、金融商品市場で取り引きされるものではないため市場価格はありません。なお、本サービスで募集する匿名組合の持分売却は制限されております。

5. お客様が営業者と締結する匿名組合契約は、金融商品取引法第 35 条の 3 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 2 項第 5 号の規定に基づく、クーリング・オフ（申込の撤回及び契約の解除）の対象となります。お客様は、当社が契約締結時交付書面を交付した日から起算して 8 日以内であれば、電磁的方法による意思表示により、無条件で当該申込の撤回または当該契約の解除を行うことができます。詳しくは、別途定める「クーリング・オフについて」をご覧ください。なお、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。
6. 本サービスで提供する匿名組合は、元本が保証されているものではなく、欠損が生じる可能性があります。各匿名組合の条件およびリスクの内容や性質の詳細は、商品毎に異なりますので、当該匿名組合の契約締結前交付書面等をよくお読みください。

以上

制定日：2026 年 3 月 12 日